

災害時における施設等の利用に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と H. I. S. ホテルホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が開設する指定避難所のみでの避難者の受け入れが困難な場合における宿泊施設、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設の全部又は一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第 2 条 本協定により開設する施設（以下「避難所」という。）では、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者その他甲と乙の協議の上必要と認める者を対象とする。

（家族等の支援者）

第 3 条 避難所においては、前条に規定する者のほか、利用対象者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れるものとする。

（利用施設）

第 4 条 甲が避難所として利用できる施設は、以下の施設とする。

名称	所在地
変なホテル舞浜 東京ベイ	浦安市富士見五丁目 3 番 20 号

（避難所の開設及び管理運営）

第 5 条 甲は、災害時に避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に対して避難所の開設及び管理運営を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所使用要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、避難所の開設の応否を遅滞なく甲に回答するものとする。この場合において、避難所の開設を承諾する場合にあつては、避難所として使用できる客室数を併せて回答するものとする。

4 乙は、前項の規定により避難所の開設を承諾した場合は、前条に規定する施設に避難所を開設し、管理運営を行うものとする。

5 乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 避難者に対する施設の提供

(2) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

6 甲は、乙に対して、状況に応じて食料品、生活物資等を供給するものとする。

7 甲は、職員等を派遣し、避難者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等を実施するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲と乙の協議の上別途定めるものとする。

(避難所への対象者の割振り)

第6条 避難所への対象者の割振りは、甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害発生後速やかに行えるよう、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

(費用負担)

第8条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲と乙の協議の上、決定する。

3 甲が負担する管理運営に係る費用は、次に掲げるものとする。

(1) 避難者の宿泊費用（食事、入浴等の提供料金を含む。）

(2) 避難所の管理運営に係る光熱水費

(3) その他避難所の管理運営上甲が必要と認めるもの

(受入実績の報告と請求)

第9条 乙は、避難所を閉鎖したときは、速やかに業務実施報告書（第2号様式）及び受入実績報告書（第3号様式）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して費用を請求するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、請求書を収受した日から1か月以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第11条 第5条第5項に規定する業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が業務中に損害を受けたときは、その損害に対する補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて行うものとする。

(災害時の情報共有)

第12条 甲及び乙は、災害時に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(守秘義務)

第13条 甲は、本協定で知り得た避難所の警備に関する情報その他の営業上の秘密情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、法令により認められる場合を除き、第三者に提供してはならない。

(連絡調整体制の整備)

第14条 甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 本協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月19日

千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

甲 浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

乙 H. I. S. ホテルホールディングス株式会社

代表取締役社長 岩間 雄二